

第34号議案

加東市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

加東市青少年問題協議会条例（平成18年加東市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。」を「次に掲げる事務を所掌する。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関及び関係団体相互の連絡調整を図ること。

第3条第2項を削り、同条第3項中「加東市議会の議員、関係行政機関」を「関係行政機関」に、「会長」を「市長」に、「任命」を「委嘱し、又は任命」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を第3項とし、同条第6項中「副会長」を「会長及び副会長」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第9項中「会長」を「市長」に、「任命」を「委嘱し、又は任命」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第34号議案 要旨

加東市青少年問題協議会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部が改正され、委員の資格要件が廃止されたこと、また、関係機関との連絡調整等を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 協議会の事務に関係行政機関及び関係団体相互の連絡調整に関することを加えること。（第2条関係）
- (2) 協議会の会長及び委員の資格に関して、国が示す基準を参酌し、所要の改正を行うこと。（第3条関係）

3 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 会長は、市長を持って充てる。</u></p> <p>3 委員は、<u>加東市議会の議員、関係行政機関</u>の職員及び学識経験がある者のうちから<u>会長が任命</u>する。委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>5 会長は、会務を総理する。</p> <p><u>6 協議会には、副会長</u> 1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p>	<p>(事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>次に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p><u>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。</u></p> <p><u>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適正な実施を期するために必要な関係行政機関及び関係団体相互の連絡調整を図ること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 委員は、関係行政機関</u> の職員及び学識経験がある者のうちから<u>市長が委嘱し、又は任命</u>する。委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 協議会には、会長及び副会長</u> 1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>5 会長は、会務を総理する。</p>

7 (略)

8 (略)

9 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから会長が任命する。

10 (略)

11 (略)

6 (略)

7 (略)

8 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

9 (略)

10 (略)